

(議長)

次に、日程第16、発議、議案第1号、江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第1号、江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(いわゆる番号法)の施行に伴い、江差町個人情報保護条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」(補足説明)

それでは、私より個人情報保護条例一部改正の概要について、説明をさせていただきます。

議案書につきましては、17頁以降となっております。本条例の一部改正につきましては、番号法に関連するものでございますが、従来の条例の中ではですね、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項が規定されているものでございます。この個人情報の範囲がですね、現行条例と番号法とで異なるために、番号法において定義付けられた特定個人情報に対して、現行条例の適用から外れることがないように、この度整備を進めるための改正内容となっております。

個人情報と特定個人情報の定義についてでございますが、個人情報は行政機関個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報という風になっておりまして、生存する個人に関する情報とされております。現行条例に規定されている通り、事業を営む個人の当該事業に関する情報は除かれております。一方で、特定個人情報につきましては、番号法の第2条第8項に規定されている個人番号を内容に含む個人情報という内容でありますことから、先程の事業を営む個人の当該事業に関する情報、それと法人、その他の団体に関する情報に含まれる当該法人、その他の団体の役員に関する情報等々も含まれているという内容になってございます。

以上のことから、冒頭申し上げました通り、番号法において定義付けられた特定個人情報を

本条例においても、定義付けを致しまして、個人情報と同様の取扱いをするというものでございます。他に特定個人情報ファイルでありますとか、特定個人情報の利用の制限等々についても、条立てを致しまして、規定をしたものであります。個々の改正条文の説明は割愛させていただきますことをご理解頂きます、一部改正の説明とさせていただきます。以上です。

(議長)

はい、以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。はい、質疑希望、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あのちょっと議長にお諮り致しますが、この条例とそれから補正予算、一般会計補正予算の中にも確かマイナンバーの関係、他に入っていたかな。ここで一括マイナンバーに関して質疑させて宜しい、宜しいですか。

(議長)

はい、一緒をお願いします。

「小野寺議員」

一緒というか、はい。それで、マイナンバーについてちょっとお聞きします。

あのいよいよ、前にもここでお聞きしましたが、いよいよ10月1日ということで、本当にもう間際になっております。この間、何回か町広報にも載っておりますし、ほぼ連日マスコミ、テレビでも新聞でも出ております。兎にも角にも、あのこの問題、役場としてどうなっているのか。それから、町民の理解がどうなっているのか、なども含めてまだ少し論議が足りないなという気がして、率直に思っております。それで、この機会ですので、3点についてお聞きしたいなと思っております。

まず、前にもお聞きしたのですが、これは国の方の法律で各市町村が、今言いましたこういう情報の関係ですね、それぞれ使う時にはあの自分たちの自治体がそれをきちっと情報を保護するかどう、保護するようになっているかどうか、評価しなさい、と。特定個人情報保護評価というのが法律で決められております。まず、これどうなの、前にもちょっと聞いたのですが、あの私ちょっとインターネットでちゃんと取れなかったもので、申し訳ありません。あのちょっと課長の方から概略説明して頂きたい。で、問題は、問題は前も言いましたけれども、その評価って本当にちゃんとやっているのと。本当はそっちの問題なのですよ。評価したからではなくて。その評価がちゃんとやっているの、というところも含めて細かく聞きたい、聞きたいところですが、まず簡潔に1つ目教えてもらいたい。

それから、2つ目、これも前聞いたんですが、年金情報が流出したということで、大きな国会で問題になってまだまだ全貌がしっかりと国会でもストンといっている論議じゃないですね、あれ聞いていたら。とてもでないけど、本当に国の方で突っ走って大丈夫なのと。とりあえず年金情報は

今あのマイナンバーとの関係は、とりあえずは今止めていますけれども、あの動きはですね。それで、それに伴って、国の方から色々これはヤバイと。結局あれ年金情報が流出したということは、あのインターネットも含めれば、情報がどうなっているのというのは、地方自治体も同じ問題だったのです。それで、国の方から慌てて、私の調査では3回ほど色々な照会だとか、調査だとか会議も含めてやられております。簡単に言っちゃえば、インターネットを使って、あの情報のやりとり、日常的に仕事をしている部分と、それから住基ネットですね、住基ネットのやっている仕事、これがどうなっているのと。住基ネットのやっている仕事とかデータが、他の職員のインターネットで色々やりとりしているメーター、メールだとかですね、そっちに使われて、そのデータも行ったらどうするのとか。それから、住基ネットの情報を仮に、USBか何でもいいのですが、そのデータを持ってきたら、それはどうなっているのとか、などなど細かい調査が入っているんです。それで、まずそれ、どういう風に回答して、江差町としては国がこういう風に心配だから、どうなっているのだということについては、どんなような対策になっているのか、ということ、これが2つ目。

それから、3つ目、これも前聞いたのですけれども、結局来年の1月から、この10月に交付される番号ですね、それを使って一番は税金ですよ。あの民間の方々、でどうなっているのかなと。これ江差町が直接どうのこうのということまではあの国の制度ではなっていないのですが、しかし、すべからず町民がそれぞれ民間で色々なところで仕事をしている。これどうなっているのということの掴んでいる部分、お聞きしたいなと思います。以上3点。

(議長)

「総務課長」、端的に答えてください。

「総務課長」

はい。それではまずあの特定個人情報の評価についてでございますけれども、各々の事務の個人情報の対象人数が1万人未満の場合につきましては、基礎項目評価というもので行われております。なお、あの対象人員が千人未満の事務については、評価の事務がされないということから、江差町の場合につきましては、総務省関連の評価を先行して、住民基本台帳と税において基礎項目評価を実施致しましてですね、本年の2月と3月に公表をしているところでございます。

2つ目の調査関連の部分でございますけれども、内容的にはあの既存の住基システムとインターネットを介した不特定の外部との通信に関する調査という内容ではなかったかなという風には思うんですけども、これにつきましては、庁舎内のネット環境についてはですね、マイナンバーの対応となる住基系とそれと庁内LANこの2通りのネットワークに分かれているということから、これら総務省という基幹系と情報系のネットワークが物理的に遮断されておまして、インターネットを介した不特定の外部との通信を行うことが出来ない状態になっているという回答内容になっているところであります。

それと、最後あの民間事業者の番号制への対応ということでございますけれども、番号法ではですね、個人のみならず法人においても、13ケタの番号が付番されて、あの国税庁より通知がされるということから、概要等についても周知されているものと推察しているところでございます。また、あの各事業所が、参加して構成する団体もあるわけですが、その団体独自で、マイナンバーへの対応等について研修会を行っているという話も聞き及んでいるところでございますので、ご理解願いたいなという風に思っております。

(議長)

はい。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

わかりました。わかりましたというか。ちょっと2つ目のいわゆる国の言葉で言うと基幹系、住基、住基情報とかですね、とそれからいわばネットとか色々メールとか使っている情報系、この2つの部分がどうなっているかというのが主たる大きな要素の調査の部分だったのですが。それで、総務課長の今の答弁ですと、ちゃんと分かれていると。ですから、多分、今のお話ですと、あれかなり細かいことも書いてあったのですが、国の通達はですね。要は江差町はきちっとなつていふことで答えているのでしょうかね。じゃあちょっと悪いのですが、あの基幹系の部分でね、全部つたらきっと色々あるのかもしれませんが、1、2、ちょっとそこの現場の課長にお聞きしたいのですよ。例えば、住基ネットで言うと清水課長のところ、清水課長、清水さんですね。例えば、住民基本台帳つまり人口あの住民の数だとかですね、年齢だとか、色々なことを使って、行政に使うことたくさんあります。今回あの敬老会の関係で70歳以上の名前欲しいとか、そういう時色々あるのですが。その、それは、さっき実は前段で総務課長にも教えて頂いたのですけれども、多分その種の仕事ってたくさんあると思うのですよね。住基ネットに入っているもの使って、他の課で必要な仕事って。それは、今切断しているということですので、全く切断した住基、基幹系の操作で、自分たちで操作して、で結果的に成果品をそれぞれ関係の課に渡すから、あくまでもそのデータを情報系と繋いだとか、基幹系の住基ネットのパソコンの部分と一般の職員の他の方と繋ぐとかがついていることはやっていないし、それからデータを例えば他の課のところにあげますとか、そういうことは一切していないと。きっとそういうことだろうと思うのですが、その例えば住基の確認、それから、ついでにこれは保健推進課長の方になるのでしょうか。例えば、介護にしても色々なデータありますよね。介護の関係。それも、例えばこういうことについて他の課の方でちょっとわかりま

せんが、町民課の方で何かそのこと使いたいとか、ということについて、それはあくまでも保健推進の切断された、閉ざされたその機械の中で操作するのであって、それをもちろんLANで繋ぐと
かって有り得ないでしょうし、その情報を渡すということも有り得ないし、ということだろうと思うんで
すよ、さっきの総務課長の国に対する答弁はですね。回答は。ということでもいいのかどうか、ちょ
っと私の説明、あのうまくなかったのかもしれませんが。教えてください。

(議長)

総務課長。「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

はい。まずあの1点目のですね、例えばあの外部からその敬老会の名簿が欲しいとかという情
報についてはですね、あのデータではお渡ししておりません。紙ベースでそれも限られた情報、
で本人が確定できないような形でやらせてもらっていますし、担当課でまず決裁を取って、それ
から町民福祉課でも決裁取りますし、そのセキュリティの管理をしていますし、総務課の決裁も頂
いて、その上であの3重のチェックをしてお出ししていますので、そこであの情報の違う情報が漏
えいするとかっていうことはございません。

それから、あのうちの方で取り扱っている部分ではですね、住民基本台帳と戸籍はまた別のシ
ステムになっていますので、戸籍はもう完全にあの繋がっておりませんので、それが漏えいする
ってことはございません。

それから住民基本台帳上の情報については、これはあのマイナンバー、マイナンバー制度が
これからあの進行していく上で、必ずあの連携という許可を取らなければいけない形になってい
ますし、連携する際にも、あらかじめ条例で定めてですね、きちんとやっていくと。それから今もそ
うなのですけれども、そういう住民基本台帳上の情報の連携につきましては、それぞれ専用のコ
ンピュータ回線でやっていますので、それが一般のインターネットを使う回線と一緒になるとか
ですね、そういう形にはなってございませんので。今もそういう情報の漏えいは無いと思いますし、
それから今後についてはもっと厳しい形の中で、あの運営されていきますので、今の段階ではそ
ういう一般のインターネットの回線とくっついて、色々なもの、情報が外に流れていくというこ
とはちょっと考えにくい状況にあります。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」

今、町民福祉課長の説明があった通りでございまして、介護の方に関しましては、国保連合会
とのあの通信はありますが、それはその為だけの通信ということで、一般のインターネットと繋が
っているということではございません。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

すいません、あの。

(議長)

端的にお願いします。

「小野寺議員」

白鳥課長。国保連合会との連携っていうのはたぶんそれLGWANですかね。何なのだろう。あのちょっと教えてください。LG、今の住基だとか、介護でもいいのですけれども、その専用回線っていうのは、LGWANのことですか。何、何を使ってやっているのでしょうか、教えてください。

「町民福祉課長」

今現在あの住基情報は、あのここにあのサーバーございませんので、あの札幌の方にあのそういうセンターがございまして、そこに光回線でやっていますので、専用回線を使わせて頂いていますから、あの他に漏れるということには。

「小野寺議員」

何の専用回線。

「町民福祉課長」

はい。

「小野寺議員」

専用回線って何。

「町民福祉課長」

専用の光回線を使ってやっていますので。

「小野寺議員」

LGWANじゃない、とは別ですね、別。

「町民福祉課長」

あのマイナンバー制度になりますと、LGWAN回線を使ってやっていく形になるのですが、元々今使ってる部分については、あの光回線であの単独の線、回線を使ってやっていますので、あの漏えいするとかそういうことはございません。

(議長)

はい、あのね、やっぱり事前にね、小野寺議員は前にも聞いていると言うのだから、ちゃんと積極的にこの議会ある前にちゃんと教えておかないと駄目だ。そんなこと有り得ないのだから。ね、ちゃんと教えなさい。

「小野寺議員」

ごめん、白鳥課長のところも何の回線使っているのですか。

「健康推進課長」

ちょっとすいません、はっきりしたことは言えないのですが、たぶんISDNの回線で連合会と直接あのやりとりをしていると記憶しております。

「小野寺議員」

はい、わかりました。

(議長)

他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

はい、他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第1号、江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。多数ですか。全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第17、議案第2号、江差町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第2号 江差町手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(いわゆる番号法)の施行に伴い、江差町手数料条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」(補足説明)

議案第2号について説明させていただきます。議案書25頁から28頁、資料集13頁から14頁及び21頁から22頁が該当する部分でございます。

それでは資料集の21頁をお開きください。マイナンバーにつきましては、本年10月に付番されます。このマイナンバーについては、資料集22頁に例示されている通知カードによって、10月から順次郵送されます。また、個人番号につきましては、申請に基づき、来年1月から役場窓口で交付されることになっております。これらのカードの初回の郵送及び交付につきましては、国

の負担により無料となっております。ただし、交付金に、再交付につきましては、国の負担は無く、実費をご負担頂くこととなります。通知カードにつきましては500円、個人番号カードにつきましては800円ということで実費相当額が国から示されております。また、通知カードは10月5日から、個人番号については来年1月1日からの施行となります。

なお、住民基本台帳カードの発行は、本年12月末で終了となります。それまでに交付された住民基本台帳カードは有効期限まで有効となります。また、住民基本台帳カードをお持ちの方が個人番号カードを取得した場合は、その時点で住民基本台帳カードは廃止となります。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。ご審議頂きまして、議決賜りますようお願い致します。

(議長)

はい、以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、江差町手数料条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第18、議案第3号、平成27年度江差町一般会計補正予算(第6号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第3号、平成27年度江差町一般会計補正予算(第6号)についてでございます。

今回の補正内容につきましては、町道除雪対策など15事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,793万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4,673万3千円とするものでございます。

併せまして、地方債補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書の31頁、補正予算構成表の方で説明させていただきます。

まず、総務費、一般管理費、社会保障・税番号制度に係るVPN装置設定でございます。番号制度の導入に当たりまして、ネットワークのセキュリティを高めるための装置が、国から無償で提供されることとなっておりますが、その装置の設置及び設定に係る経費の補正でございます。補正額は27万円、全額一般財源でございます。

次に、総務費、財産管理費、未利用町有地等売却促進対策でございます。資料の方は、別冊の資料集15頁から20頁となります。先の全員協議会の方でもご説明させて頂きましたが、町有地又は土地開発公社の未利用地の購入者に対する奨励金制度に係る経費でございます。補正額は709万9千円、全額一般財源でございます。

次に、総務費、企画費、ふるさと応援寄附金対策でございます。ふるさと寄附金が当初見込んでいた額に達しており、今後新たな寄附金があった場合、御礼品等の経費が不足することになりますので、補正をお願いするものでございます。補正額は889万3千円、財源内訳はその他特定財源、これは寄付金でございますけれども、500万、残り389万3千円が一般財源となるものでございます。

次に、総務費、諸費、平成26年度障害者自立支援給付費国庫・道費負担金返還でございます。平成26年度の国及び道の負担金の精算返還金でございます。補正額は375万5千円、全

額一般財源でございます。

次に、総務費、戸籍住民登録費、社会保障・税番号制度に係る個人番号カード交付事務でございます。個人番号カードの交付事務、この経費の補正でございます。補助金の交付が決定したことから補正をお願いするものでございます。補正額は26万8千円、全額国庫支出金となるものでございます。

次に、同じく総務費、戸籍住民登録費でございます。社会保障・税番号制度に係る個人番号カード等印刷システム導入でございます。資料の方は21頁、22頁となります。10月から通知カード、それから翌年28年1月から個人番号カードが発行されますが、住所の変更があった場合、これらのカードにその内容を記載しなければならないこととなっており、そのカードへ印字するためのシステムの導入経費でございます。補正額は109万3千円、全額一般財源でございます。

次に、衛生費、環境衛生費、海岸漂着物対策推進でございます。資料の方は23頁でございます。海岸に漂着したゴミ等の回収又処理に係る経費について補助金交付の通知があったことから補正をお願いするものでございます。補正額は81万9千円、財源内訳ですが、道支出金が73万7千円、残り8万2千円が一般財源となるものでございます。

次に、農林水産業費、水産業振興費、江差地域漁業振興緊急対策(ナマコ養殖試験種苗購入補助)でございます。資料24頁となります。養殖試験用のナマコの種苗2万尾の購入経費につきまして、江差ナマコ養殖研究会へ補助するものでございます。補正額は212万円、日本海漁業振興緊急対策事業補助金が106万円、残り同額が一般財源となります。

次に同じく、農林水産業費、水産業振興費、ナマコ養殖育成施設(浮沈式生簀)整備事業補助でございます。資料の方は25頁となります。浮沈式養殖生簀2基の購入経費につきまして、江差ナマコ養殖研究会へ補助するものでございます。補正額は500万、地域づくり交付金が250万、残り250万が一般財源となるものでございます。

次に同じく、農林水産業費、水産業振興費でございます。ナマコ増殖施設(浮体式筏施設)整備事業補助でございます。資料は26頁となります。浮体式筏15基の購入経費につきまして、江差ナマコ資源増殖協議会へ補助するものでございます。補正額は400万、地域づくり交付金が200万、残り200万が一般財源となります。

次に、土木費、道路維持費、町道除雪対策でございます。町道の除雪に係る作業員の賃金や、重機使用料又委託料等の経費につきまして、補正をお願いするものでございます。補正額は3,233万9千円、全額一般財源でございます。

次に、土木費、道路維持費、JR江差線廃止に伴う道路整備概略調査設計でございます。資料の方は27頁となります。先に全員協議会でご説明致しました、2区間の道路新設改良のための基礎資料とするための調査設計に係る経費の補正でございます。補正額は300万3千円、全額一般財源でございます。

次に、土木費、道路新設改良費、町道江差中学校通り改良舗装でございます。資料の方は28頁となります。江差中学校改築に伴いまして中学校横の町道の改良舗装を行うものでございます。補正額は2,718万2千円、財源は1,000万円を起債で充て、残り1,718万2千円は一般

財源を充当するものでございます。

次に、土木費、住宅管理費、町営住宅南が丘第1団地耐力度調査でございます。資料の方は29頁となります。南が丘第1団地は、来年28年度に屋根、外壁の改修を社会資本整備総合交付金を活用しまして実施する予定でございますが、耐用年数が、耐用年数の残期間が10年未満の住宅については、耐力度調査が条件となります。この耐力度調査につきましても、同交付金の対象となりますもので、今回追加要望があり採択となる旨連絡があったことから補正をお願いするものでございます。補正額は127万5千円、国庫支出金が63万7千円で、残り63万8千円は一般財源となります。

次に、教育費、小学校費の学校管理費でございます。南が丘小学校多目的ホール床暖房ボイラー改修でございます。資料の方は30頁となります。床暖房のボイラーが故障しまして、機能しなくなったことから修繕経費を補正をお願いするものでございます。補正額は82万1千円、全額一般財源でございます。

補正額合計では、9,793万7千円、財源内訳と致しまして、国庫支出金が90万5千円、道支出金が629万7千円、地方債が1,000万、その他特定財源が500万、一般財源が7,573万5千円となるものでございます。

続きまして、35頁をお開き願います。第2表の地方債の補正でございます。追加と変更ございますが、まず追加の方でございます。起債の目的は、先ほど補正の方でも説明致しましたが、町道江差中学校通り改良舗装でございます。限度額は1,000万、起債の方法、利率、償還の方法は記載の通りでございますので、割愛させていただきます。

次に変更の方でございますが、地方交付税の算定に伴いまして、臨時財政対策債、限度額が確定致しました。確定しましたことから変更するもので、限度額が1億7,325万2千円から1,544万5千円増加致します。1億8,869万7千円となるものでございます。起債の方法他については変更ございません。

次に、議案書46頁をお開き願います。只今ご説明致しました地方債補正がございましたので、地方債の現在高の見込についても、変更するものでございます。起債の現在高の見込調書でございますが、当該年度末、現在高見込額の補正後の額が63億5,333万3千円となるものでございます。以上で、説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。質疑希望、「萩原議員」。

「萩原議員」

ふるさと応援寄附金対策について、何点か質問致します。

一般質問で、西海谷議員が質問致しましたが、その答弁の中で、601件、約700万の実績ということでありました。サトフルを使っているということだったのですけれども、違う町内なのですけ

れども、実際サトフル使っている町内が、ちょっと手数料が高い、何て言うのですかね、ちょっと高すぎて、利益っていうんですかね、利益の部分があまり無いのだみたいなことがありました。実際、手数料がいくらで、実際その商品等引いた場合の残額ってというのが幾らくらいになっているのか、1点目。

2点目はですね、この商品なのですからけれども、加工品やお酒等がありますが、それは町内の何処かで買えるのかどうか。2点お聞き致します。

「まちづくり推進課長」

2点目、もう1回お願いします。

「萩原議員」

御礼の商品となっている商品ありますよね、加工品と、あとお酒と。その商品は江差町内の何処で買えるのか。お聞き致します。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

まずあのふるさと納税のサトフルの手数料の関係でございますが、手数料につきましては、12パーセントをとることということで契約を締結しております。手数料或いはその申込者に対する送料、あと商品代金を引くとだいたい3割程度が町に残るといような計算で行われております。

それともう1点でございます。特産品の製造元というか、加工品等も含めてですが、町内の事業所の物を全部扱っておりますので、町外の物扱っておりません。以上でございます。

(議長)

はい、いいですか。はい、「萩原議員」。

「萩原議員」

それは何処で買えるのか、例えば、ぶらっとなのか、1箇所集まっているのかそういう意味での。

(議長)

「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

商品の物につきましては、色々多岐にわたっているのです。例えば、藤谷漁業部さんとか若

山水産さんとか、或いはお酒であればマスナガさんとか吉田さんとか、イモとか農産物であれば水土里の会とか。そういうところを通して、各事業所が少しでもその利益を得るような仕組みを作りながら、先ほど町長も答弁しましたが、町の経済活動を活発化するという側面的な狙いもありますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員、あの時間が迫っておりますので、時計を見ながら質問お願い致します。

「小野寺議員」

17時で終わり、17時で終わり。したら簡単に。

資料でいきます。資料11、南が丘第1団地耐力度調査。もしかしたら私、聞き逃していたのかもしれませんが、ごめんなさい。例えば、4号棟とか5号棟とかってこれは耐力度調査終わったのか、もしくはこれは来年度の事業に入っていないから耐力度調査しないのか。ひとつ教えてください。

それから、教育委員会かな。南が丘小学校多目的ホール床暖ボイラーの関係。これは、これも説明もしかして聞き逃していたら、ごめんなさい。年数が経ったので、もう取り替える時期だということで取り替える、いやいや何か故障というか壊れてしまったので取り替える、どっちなのでしょう、ちょっと教えてください。以上。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」

耐力度調査でございますが、同じ年度の棟がありましたら、そのうち1棟だけ実施すれば良いことになっております。資料29頁ですと、1号棟と4号棟が同じ51年、

「小野寺議員」

なるほど、なるほど。

「財政課長」

はい、2号棟、5号棟が52年度ですので、それぞれ1棟ずつで、結構だということになっております。

「小野寺議員」

同じ年度だから。

「財政課長」

はい。はい。

(議長)

はい、いいですか。

「学校教育課長」。

「学校教育課長」

南が丘小学校の床暖房のボイラー改修の件でございます。

教育委員会としましては、子どもたちの健康と安全を第一に、学校施設設備の故障修理についてはすばやく対応してございます。

今回の多目的ホールの床暖房ボイラーの取替工事ですが、学校の建設当初よりの設置で、20年を経過してございます。経年劣化しておりました。今までも故障の都度、点検、部品交換等に対応しまして、ボイラーの耐用年数が10年となっておりますが、今まで延命して参りました。今回あの、部品、基盤等の製造が中止となりまして、取り替えるものでございます。冬を迎える前に整備をして参りたいと思います。

今後はですね、学校の定期点検を行う等してですね、設備の管理に努めたいと考えておりますので、宜しくお願いします。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

わかりました。あの南が丘小学校、本当に思いおこせば、私の子どもも丁度行っている時に建替えて、何年かお世話になったんですが、考えてみたら他の今、課長最後の方に、他の所もということの意味合いで言ったのでしょうか。違うのかな。他の所で、水回り、電気回り、あと何だなどなどなどで、大きな所でそこはきちっとした点検だとかですね、年次が経っているからこれはも

うそろそろとか、どんな風になっているのでしょうか。

(議長)

「学校教育課長」。

「学校教育課長」

あの他の普通の一般の法定点検等、電気等、あと体育館の赤外線暖房だとか、そういうものについては毎年点検をしてございます。また、別にあの石油ストーブを付けているところもありますので、それは毎年、清掃、点検をしてございます。

「小野寺議員」

はい、わかりました。

(議長)

小野寺議員、いいですか。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、

「小野寺議員」

あれ、小林さん押しているよ。

(議長)

誰。

「小林議員」。

「小林議員」

はい。簡単に終わらせます。

町道除雪対策についてなのですが、あの除雪した際に、歩道に雪山が出来てしまって、バス停の乗り降り口も塞いでしまうと。そこで、老人たちが転倒してしまうことがあるので、何とか対策出来ないでしょうか。お願いします。

(議長)

「建設水道課長」。

「建設水道課長」

除雪の後の、道路の横の雪山の関係ですけども、あの歩道だとかですね、あのバス停の関係については、あの出来るだけって言いますか、あの朝の除雪が終わり次第ですね、そちらの方に回って対応もしておりますし、それからバス停につきましては、バス会社で回って人の乗り降りする部分を、空けている状況もございます。うちの方でも極力、配慮できるような形ではやろうと思っておりますけども、朝の道路の公道の確保がまず、第一でございますので、その辺ご理解をお願いしたいと思います。

「小林議員」

わかりました。

(議長)

はい、他に質疑希望あり、「薄木議員」。

「薄木議員」

はい。ふるさと応援寄附金のことに関して、ちょっとお聞きします。

江差町に10万円以上の寄附があれば、町長と一企業ホテルでの飲食をされるっていう、機械を何て言うのだった、インターネットに載っていますけれども、それは一企業だけのためのPRじゃないのかい。ちょっとそれ問題あると思うのだよね。ホテルはもう1箇所あるし、旅館もあるし、江差の企業が頑張ってる色々な料理を今作ろうとしているのに、一企業だけをそうPRしていいのかどうか。ちょっとその辺、問題があるのではないかと思うのですけれど、どうでしょうか。

(議長)

はい、「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

町長のおもてなしツアーの関係でございますが、あの10万円以上の寄附の方に対し、今議員ご指摘の通り、群来さんで泊まって頂いて、町長があ町内の観光施設、そして翌日にはあの馬場山の方に、町民の森にあがってもらって、ヒバの植樹をして、というようなコース設定になっております。あの、一企業ということで、今あの西海谷議員の質問にも町長答弁しましたが、スタートしたばかりの制度でございます、まずもってあの目を引く商品の開発ということでスタートしております、あの始まっておりますが、今後も引き続きですね、様々な場面で江差町独自の商品の開発も、検討して参りますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、他に質疑希望、「薄木議員」。

「薄木議員」

いや理解しないから質問しているのだけども。特にね、今、今日、室井さんの質問でもね、室井議員の質問でもないけど、江差町に今あげて皆で今頑張っていこうっていう時期に、あのワープロでない何と言ったか、あのインターネット見れば完全に一企業、またあの外資のものも一企業だと。これすべて町長の応援者ばかりでしょ。誰だってそのように思うよ。職員だって思っているよね、言わないけれど。どこにあなたの姿勢の中に、町民皆でね、大好きな江差をやりましょうなんて全然感じられないのだけども。そういうことを、町民の人に皆に諮っているか。是認しないと思うのだから。どうですか、その辺は。

「町長」

議長。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

薄木議員の質問にお答え致します。

まずですね、あのこの今回のふるさと応援寄附金を特典を付ける時にはですね、広報等を使って何かアイデアや或いは特産品がないかということを公募しております。また、私のそのおもてなしツアーに関しても、私の提案ではなくて、町職員からの提案として、私もゴーサインを出した訳ですけども、町職員の提案であると、私の個人的なそのつながりとかでこの今回あのそういう特産品やツアーを選んだ訳ではございません。今後も新たな特産品や色々なあのアイデアを、随時盛り込んでいきたいと思っておりますし、これは決してあの幾つか絞ってやらなければならないものでもございません。幾つでもメニューを増やしていける、そういう制度でありますので、薄木議員も具体的なご提案があれば、是非町に対してあの言って頂ければと思いますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、定刻の時間が迫っておりますが、日程18が終わるまで、終了するまで時間延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

18、18でいいのか。18まで、終了するまで時間延長したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、18を終了するまで時間延長することに決定致しました。

はい、次に質問希望は、「小笠原議員」。

「小笠原議員」

はい。簡単な質問します。

江差線の伴う道路整備ですね。この300万、あの予算なっているけれども、これはあの先般の議員協議会でもあの話されてよく分かりますけれども。ただあの、考えてみますとね、江差線が廃止になってから、1年以上、1年半も経つただけけれども、こういう事業はもっと早くあのやるべきでないのかなと思うのですよ。例えば、例えばでないですよ、これはあの廃止前からこういう課題があったのですよ。どこに付けるかというそういう話があったはずなのですよ。もっとあのスピードを速めてあのやるべきだと思うのですよ。あのただ、一応今日はね、去年は町長の選挙あったりして、今年あの町会議員の選挙あったりしたのだけでも、こういうのはやっぱり理由にならないわ。もっとあの早く出来ないのか。ちょっとあの質問します。

(議長)

はい、「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

JR江差線の跡地の利活用について、スピード感を持ってというお話でございます。

本年の5月の臨時議会、4月の30日の全員協議会でまず町の基本的な方針を皆様にご説明しております。それに則りまして、5月の臨時議会におきまして、駅舎の跡地の公営住宅の建設に関する調査費をまず計上させて頂いております。そして、今般、今補正で議案皆さんにご審議中の道路の概略設計について、予算を上程しているところでございます。

全体のゾーニングにつきましては、4月の30日にお示しました通り、産業群、違った、椴川の方は産業群の形成ゾーン、そして南小から函バスの裏当たりはレクリエーションゾーン。そして、駅舎の跡地につきましては、定住促進ゾーンと、いうこう3つのゾーニングの中で議論をしております。鋭意あの形の見えてきたものからですね、順次着手をしているという状況でございますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。

「小笠原議員」

はい。

(議長)

はい、「小笠原議員」。

「小笠原議員」

遅れてあのしまった経過は、これ経過はこれでまあどうしようもないのだけれども。今後の予定として、あの調査を終わった、そしてあの工事着工或いは何て言いますか、工事の完成はいつになるのか。それをあのもう少し早めに、早めにやって欲しいと思って、その辺を明確に少し。

(議長)

「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

今後の予定のご質問でございます。まずあの公営住宅、そして道路のことに关しましては、平成28年、29年の社会資本整備総合交付金を活用しながら、着手して参るという予定でございます。レクリエーションゾーンの、につきましては、それらの進捗状況を踏まえながら、適宜あの対応して参りたいと考えておりますので、宜しくお願ひ致します。

(議長)

はい、いいですか。はい。

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

発議第3号、平成、議案、議案第3号だ、平成27年度江差町一般会計補正予算(第6号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

お諮りします。本日はこれで延会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定致しました。
本日はこれで延会致します。大変ご苦勞様です。

延 会 17:00